

支部聯合會

第六條 各府縣内に二個以上の支部ある場合は相互聯絡の爲め支部聯合會を組織することを得

第七條 支部聯合會に左の機關を置く、一 大會、二 幹事會、

第七條 党費は党員一名に付き年額五十圓とす、  
第二條 納入したる党費は一切之を返還せず、

第三條 支部は党員一名につき年額十圓を納入（本部に）するものとす、  
第三條 党費の手算は中央執行委員に於て原案を作製し大會の協賛を経る

第四條 會計の決算は大會の承認を経ることを要す、  
第五條 會計年度は毎年十月一日より翌年九月三十日迄とす

第八章 罰則

第六條 党員にして左の一に該當するものは中央委員會又は大會に於て之

除名することを得、

一 党の主義綱領に違反したるもの、二 党の面目を汚損したるもの、三 党の統制を紊したるもの、

第七條 前條の規定は支部及び分會に之を準用す  
第九章 附則

第八條 党の綱領及び党則は大會出席代議員三分の二以上の賛成を得るに非ざれば変更することを得ず、

第九條 本党則施行に關する細則は別に之を定む

別表

大會の代議員選出率は左の通り之を定む、支部党員三百名毎に一人名、但し端數百五十名以上の場合は一名を加へることを得、

党則施行細則

入党手續  
一 本党の党員たらんとするものは入党申込書に所要（原籍、現住所、年齢、職業、所屬団体）の記入をあり規定の党費を添付し最寄の支部若しくは